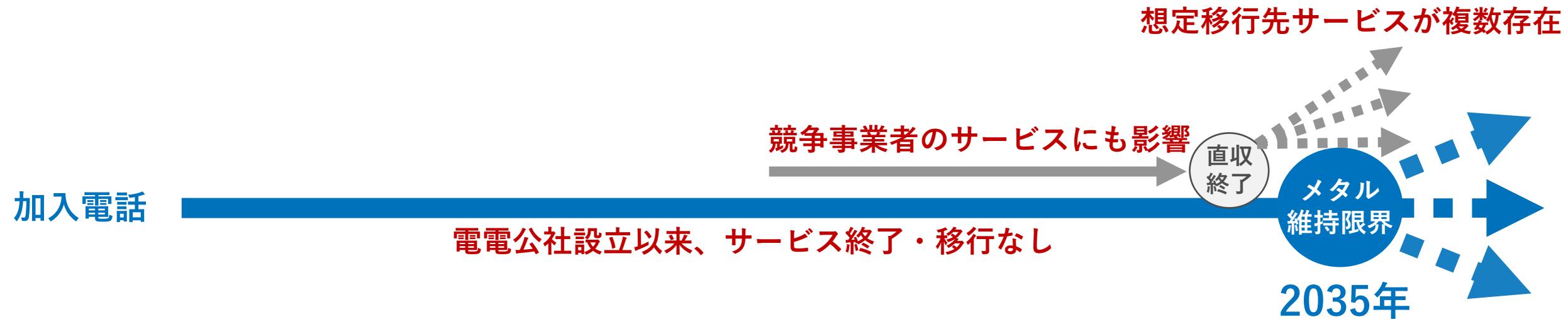


# 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 固定電話サービス移行円滑化委員会(第2回) 事業者ヒアリング ご説明資料

2025年11月5日  
ソフトバンク株式会社

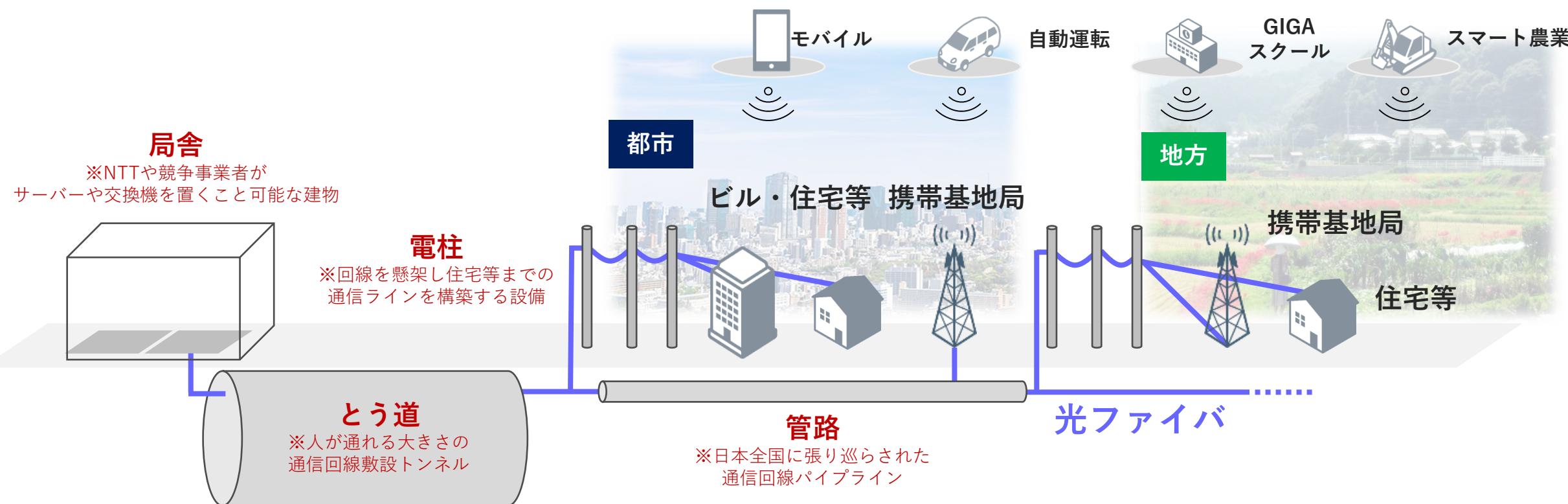
# 基本的な考え方

加入電話サービスにおける既存顧客の移行は  
初の試みであることに加え、競争事業者のサービスにも影響がある  
公正競争環境を確保しつつ、利用者保護を図るべく業界全体で取り組む必要がある



# 基本的な考え方

NTT東西の光ファイバ網・線路敷設基盤は、我が国のあるべき通信にとって不可欠  
メタルから光への移行にあたり、過度に無線に依存するなど  
これらの縮小につながるようなことのないようすべき



# 基本的な考え方

## 答申を希望する事項

### (1) 固定電話サービスの円滑な移行の在り方

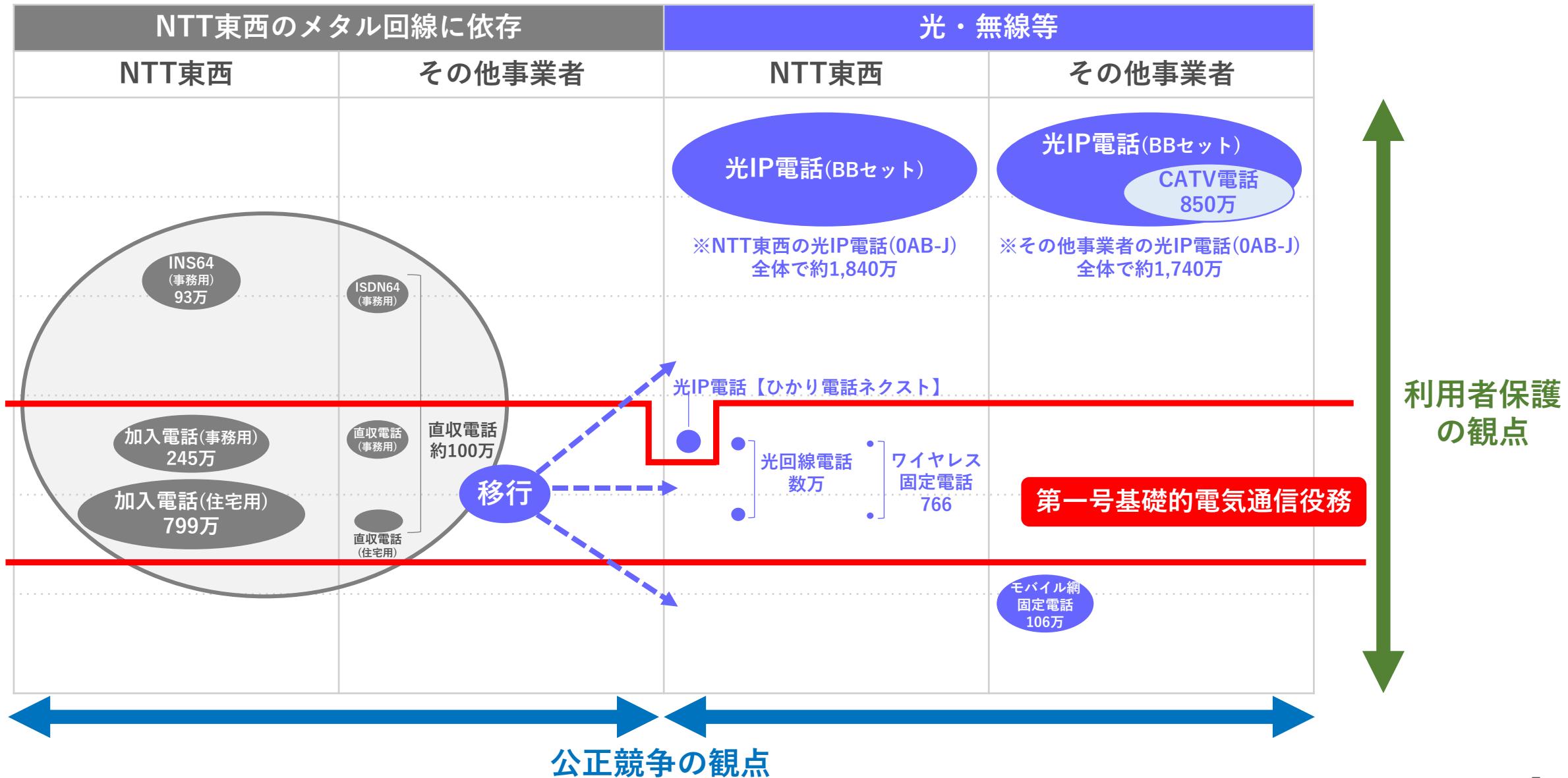
- ・移行に伴う利用者保護の在り方
- ・移行に伴う関係事業者への影響やその対応の在り方 等

### (2) その他必要と考えられる事項

出典：固定電話サービス移行円滑化委員会（第1回）資料1-3 「固定電話サービスの円滑な移行の在り方」 諮問の概要

加入電話は第一号基礎的電気通信役務であること、  
NTT東西のメタル回線・光回線は第一種指定電気通信設備であることを踏まえつつ、  
利用者保護・公正競争環境の確保（関係事業者への影響対応）の観点から  
まずは現時点で想定される加入電話代替サービスの評価・在り方の検討が必要

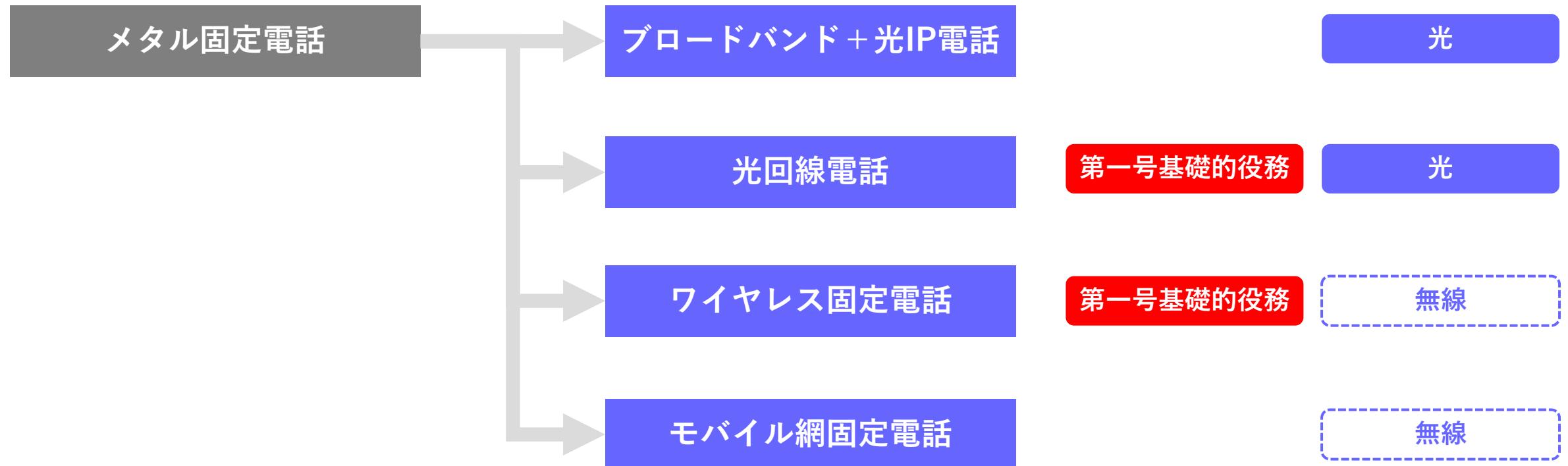
# 現状の固定電話サービスの概況・移行イメージ



# 加入電話代替サービスの評価

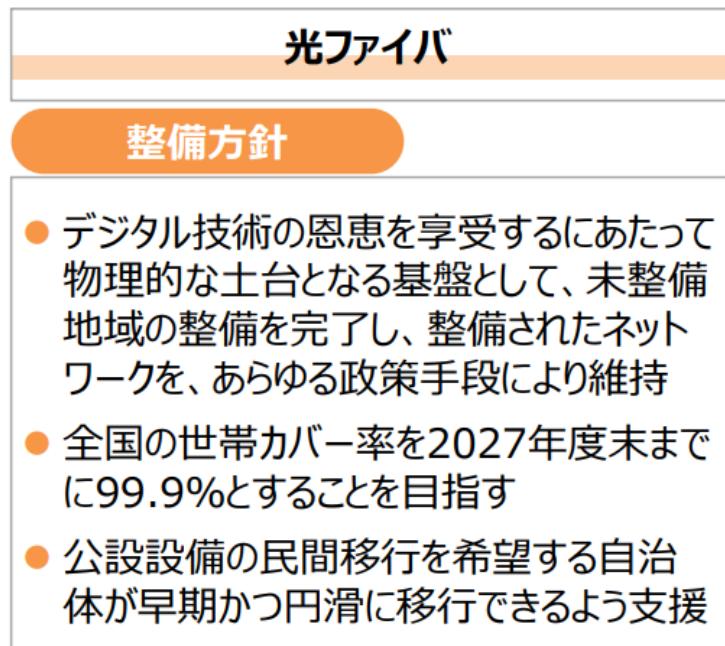
# 加入電話の代替サービス

移行先として想定する代替サービスについて、  
それぞれの品質の違いや利用者の受容度合い、競争市場に与える影響等を考慮し、  
各サービスの提供の在り方を検討すべき

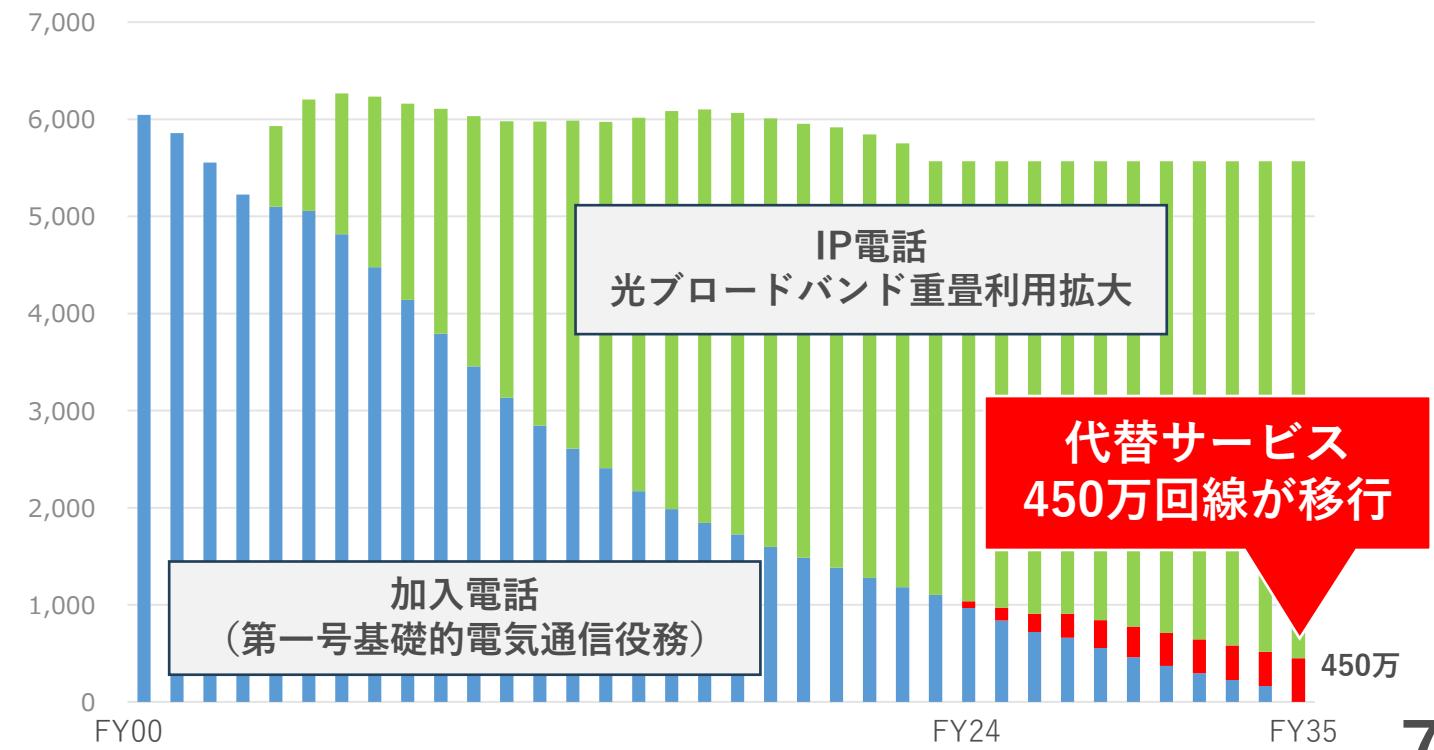


# ブロードバンド + 光IP電話

光ファイバの全国世帯カバー率99.9%を目指しているところであり、加えて固定ブロードバンドサービスは第二号基礎的電気通信役務として指定されているセット利用が前提の光IP電話は第一号基礎的役務ではないが、主要な移行先と想定（電話単体での利用規模は今後も縮小）



出典：総務省 デジタルインフラ整備計画2030概要（2025年6月11日）



出典：固定電話サービス移行円滑化委員会（第1回）資料1-4 NTT東西説明資料 ほか公開情報より当社作成

# 光回線電話

単体利用が可能な光IP電話で、従来はメタルの提供が難しい特定エリアに限って提供されていたが、2025年10月1日から全国にエリア展開する旨を公表

## — 今後の固定電話サービス(代替サービス)

- ・加入電話の代替サービスとして、「光回線電話<sup>※3</sup>」「ワイヤレス固定電話<sup>※4</sup>」「ひかり電話<sup>※5</sup>」(いずれもIP電話サービス)を提供<sup>※6</sup>いたします。
- ・お客様のご利用環境やご要望に応じて、代替サービスをご案内します。
- ・移行にあたってはお客様からのお申し込み・工事が必要となります。

※3 光回線電話は、2025年10月1日より全国の「フレッツ光」提供エリアで提供開始予定です。

※4 ワイヤレス固定電話については、準備が整い次第、全国で提供開始予定です。

※5 ひかり電話A(エース)、ひかり電話オフィスタイル、ひかり電話オフィスA(エース)、ひかり電話ネクストを含みます。なお、ひかり電話、ひかり電話A(エース)、ひかり電話オフィスタイル、ひかり電話A(エース)はフレッツ光などのご契約が別途必要となります。

※6 モバイル網固定電話についても、今後の制度検討状況などを踏まえ、モバイルサービス提供事業者から代替サービスとしての提供を検討しております。

出典：NTT東西 今後の固定電話サービスについて（2025年9月29日）

# 光回線電話

従来、NTT東西が全国展開していた光IP電話は「ひかり電話ネクスト」で、  
光回線電話と明確に役割分担がされていた認識

(競争環境下、NTT東西の判断で提供しているサービスは「ひかり電話ネクスト」との理解)

出典：NTT東日本ウェブサイトほか公開情報より当社作成

	ひかり電話ネクスト	光回線電話・ワイヤレス固定電話	加入電話
ブロードバンドの セット契約	不要 (電話単体利用可能)	不要 (電話単体利用可能)	不要 (電話単体利用可能)
料金（税込）	2,750円	2,750円・2,640円（事務用） 1,870円・1,760円（住宅用）	2,750円・2,640円（事務用） 1,870円・1,760円（住宅用）
提供エリア	全国 (フレッツ光提供エリア)	加入電話の提供が難しい特定エリア	全国 (提供が難しい特定エリアを除く)
第一号 基礎的電気通信役務	—	○	○

光回線電話は電話のあまねく責務（現行NTT法第3条）を果たすべく  
加入電話未提供エリアの補完※のために用いられてきた

※このため、光回線電話の料金は加入電話以下とする必要あり

# 光回線電話

光回線電話の料金水準は、競争事業者として同等水準でのサービス提供が事実上不可能もともとエリアが限定されていたものが、現状のまま全国展開されるのは適切でない  
料金の在り方や、公正競争のための措置について検討が必要と考える  
(級局別含む料金の妥当性、光回線電話の一回線あたり費用の検証等)

初回掲載日：2025-03-21 最終更新日：2025-03-21

④ 読了時間: 2分

法人のお客さま 個人のお客さま

「ひかり電話ネクスト」は「光回線電話」とは異なるサービスです。

「ひかり電話ネクスト」は、「フレッツ光」のご契約なく、光IP電話をご利用いただけるサービスです。インターネットはご利用いただけません。

「ひかり電話」と同様の付加サービスをご利用いただけます。

一部エリアを除き、「フレッツ光」と同様のエリアでご利用いただけます。

料金等の詳細は[こちら](#)をご確認ください。

「光回線電話」は、「固定電話」の提供が難しい特定エリアに限り、光ファイバーによって電話を提供するサービスです。インターネットはご利用いただけません。

ご利用頂けるエリアは当社が指定する特定エリアになります。

料金等の詳細は[こちら](#)をご確認ください。

各サービスのお申込み・お問合せについては[こちら](#)をご確認ください。

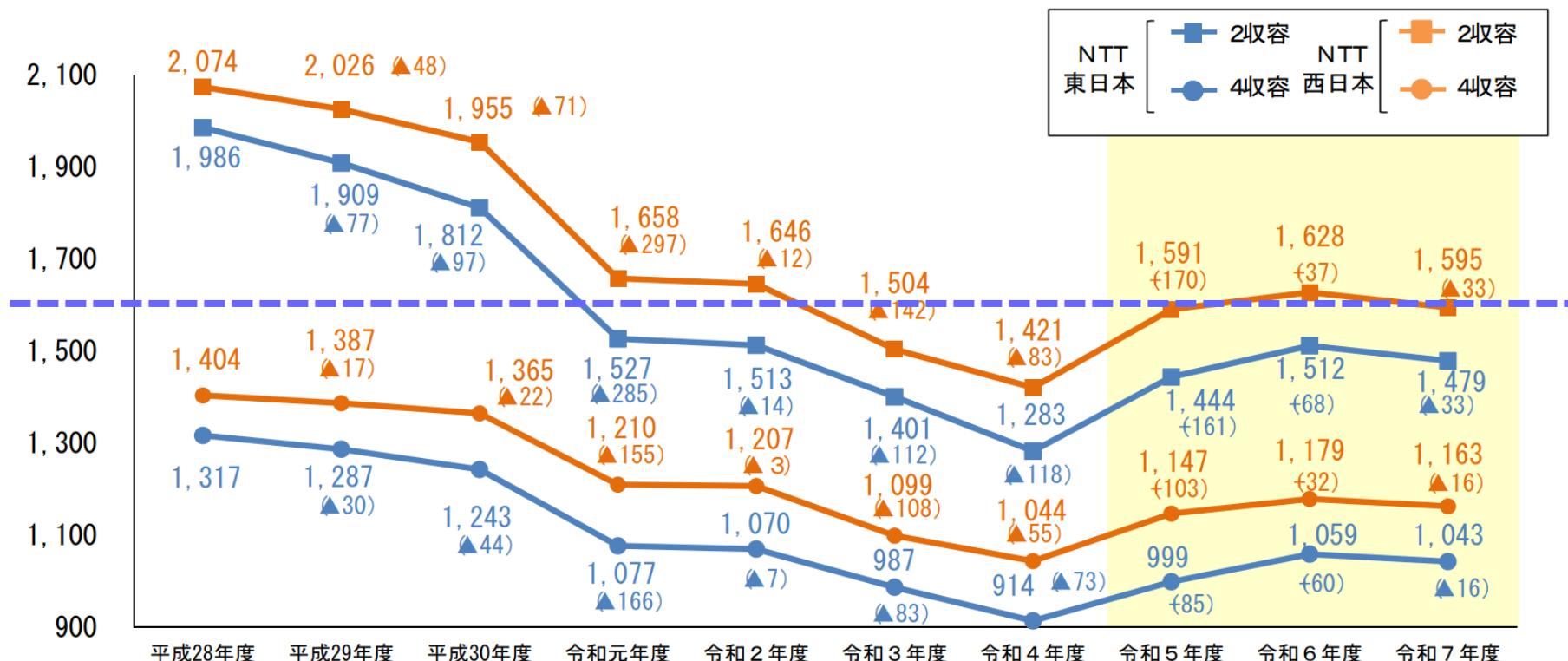
	電話サービス取扱所		
	3級取扱所	2級取扱所	1級取扱所
住宅用	1,870円		1,760円
事務用	2,750円		2,640円

区分	通話料・通信料
加入電話、INSネット、光回線電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話、ひかり電話オフィスタイプ、ひかり電話オフィスA(エース)、ひかり電話ネクストへの通話※1※2	8.8円／3分

出典：NTT東日本ウェブサイト

# 【参考】加入光ファイバ（シェアドアクセス方式）に係る接続料の推移

- 接続事業者が1ユーザに対してサービスを提供する際に負担する接続料<sup>(※1)</sup>について、例えば主端末回線に1芯線当たり2ユーザ又は4ユーザ収容した場合の負担額は、令和6年度において、乖離額調整等の影響により令和5年度と比較して上昇。
  - 1芯線のユーザ収容数について、NTT東日本・西日本以外の接続事業者全体の回線収容数を平均すると、NTT東日本エリアでは [ ]、NTT西日本エリアでは [ ] となっている<sup>(※2)</sup>。また、NTT東日本・西日本自身における回線収容数については、それぞれ [ ] (NTT東日本)、[ ] (NTT西日本) となっている<sup>(※2)</sup>。
- ※1 「光信号主端末回線」（1回線の料金を各収容数で除したもの）、「光信号分岐端末回線」、「回線管理運営費」、「光屋内配線加算額」の合計額。
- ※2 回線収容数については、「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関する講すべき措置について（要請）」（平成27年9月18日付け総基料第176号）に基づく接続事業者毎の利用芯線数の報告の最新（令和5年3月末）の報告値。



光回線電話（住宅用・1級局）  
1,600円（税別）

※競争事業者は左記接続料の他、  
収容局における装置との接続など  
電話提供に係る費用も別途必要

※ 令和7年度における光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は令和6年度の申請料金を横置き。

# 【参考】基礎的電気通信役務における「低廉性」の考え方

## (1) プライスキャップ規制の対象の見直し

プライスキャップ規制の対象となる特定電気通信役務は、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービスであるところ、NTT東西のメタル固定電話の契約数は、6,285万(1998年)をピークに1,235万(2023年度末)まで減少し、今後、メタル回線設備が2035年頃に縮退見込みの中で、契約数は更なる減少が見込まれることから、利用者利益への影響も更に低下していくことが見込まれている。

また、実際の料金は、プライスキャップ規制による料金水準の上限を大きく下回る状況が相当期間継続し、当該規制が料金低廉化に実質的に機能しているとはいえない状況にあり、また、メタル固定電話等の需要が減少する中で、料金水準の上限設定に用いる生産性向上見込率の算定は限界にあるため、現行の仕組みでの制度維持は困難になりつつあるとの指摘もされている。

以上を踏まえると、NTT東西のメタル固定電話や公衆電話は、特定電気通信役務の指定対象から除外することで、プライスキャップ規制による料金規制の対象外とすることが適当である。

直接的な小売料金規制はなくなる方向

## (2) ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保

NTT東西のメタル固定電話や公衆電話について、プライスキャップ規制の対象外とする場合、ブロードバンドだけでなく、電話のユニバーサルサービスについても、料金の低廉性を確保する仕組みが存在しないことになる。

しかし、電話やブロードバンドのユニバーサルサービスは、国民生活や経済活動にとって不可欠な社会インフラであり、その料金の変動が利用者に及ぼす影響に鑑みると、適切な利用を確保する観点から、プライスキャップ規制とは別に、料金の低廉性を確保する仕組みを設けることが必要である。

この際、多様な事業者が競争的にサービス提供を行っている状況にあることに鑑みると、事業者間で共通の全国均一料金を課すこと等は適当ではなく、料金の低廉化は、事業者間の競争を通じて確保することを基本としつつ、

① 都市部では競争を通じた料金の低廉化が期待できる一方、都市部以外の地域ではそのような競争も期待しにくく、加えて整備費・維持費が高いことから、都市部に比べて高い料金が設定されるおそれがあること

② 諸外国では、ブロードバンドの料金について、都市部と同等の料金を求める規律を課す例がある<sup>35</sup>こと

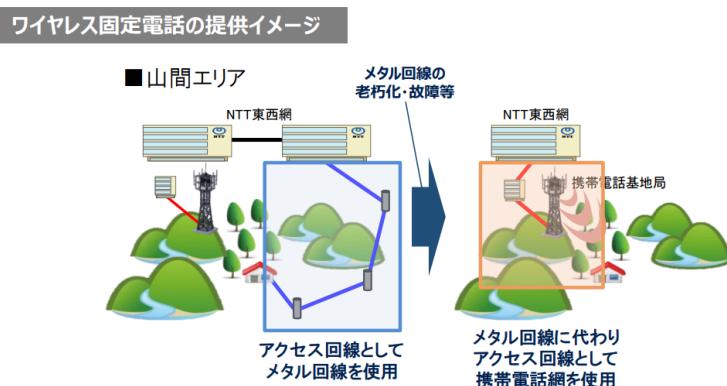
等を踏まえ、ユニバーサルサービスの提供者に対して、都市部以外の地域では、都市部の料金を上回る料金の設定を原則として認めない規律を課すことが適当である。

都市部の料金 (=競争環境下で提供されている料金) と同等であれば低廉性が確保されるとの考え方

# ワイヤレス固定電話

現状、条件不利地域に限って例外的に提供が認められており、それを考慮した仕様  
NTT東西の本来業務は自己設備による実施が原則という法規に変更はなく  
引き続き限定的な運用（光未整備かつメタル撤去計画公表済エリアでの活用）とすべき

- メタル回線の老朽化等が進む中で、NTT東西が、老朽化したメタル回線の再敷設を回避し、効率的にあまねく提供義務を履行できるよう、不採算地域等に限定してワイヤレス固定電話を実施可能とした。
- NTT法上、NTT東西は、本来業務は自己設備による実施が必要であるため、2020年のNTT法の改正により、他者設備である携帯電話網の利用を例外的に認めたもの。



## <ワイヤレス固定電話の提供が認められる主な場合>

- 電話の提供が極めて不経済となる場合  
「特例地域※であって」、かつ、「加入者密度が18回線/km<sup>2</sup>未満となる」区域等において電話を提供する場合
- 災害時等において通信手段を確保するために応急的に電話をする場合

※離島、振興山村等

品質を規定するためのネットワーク構造のモデルとしては、標準的な品質規定モデルと限界的な品質規定モデルを考慮すべきである。その際にワイヤレス固定電話がごく限られたエリアで用いられることを考慮すると、ワイヤレス固定電話とそれ以外の基礎的電気通信役務による電話との間との通話を標準的なモデルとすることが適当である。その一方で、ワイヤレス固定電話同士で通話することもありえるため、限界的な品質規定モデルも考慮することが適当である。

出典：IPネットワーク設備委員会 第四次報告（2020年11月）

## ごく限られたエリアでの提供を前提とした技術基準策定

出典：固定電話サービス移行円滑化委員会（第1回）資料1-5 固定電話サービスの円滑な移行に関する参考資料

# モバイル網固定電話

ワイヤレス固定電話と同様、モバイル網固定電話も例外的な提供と整理済みであり  
NTT東西の提供は限定的な運用（光未整備かつメタル撤去計画公表済エリアでの活用）とすべき

## 2. 取組の方向性

### (1) 設備の自己設置要件の緩和

設備の自己設置要件は、電電公社から承継した全国規模の線路敷設基盤を死蔵せずに有効活用し、また、ユニバーサルサービスの安定的提供を確保する上で的重要性等に鑑みれば、引き続き維持することが適当である。

他方、NTT東西は、今回、電話及びブロードバンドのユニバーサルサービスの提供に関し最終保障提供責務を担うこととなり、その効率的な履行を可能とすることも必要であることから、NTT東西に対し、自己設置要件の例外として、以下の事項を認めることが適当である。

- ① 電話のユニバーサルサービスについては、「ワイヤレス固定電話」の不採算地域以外での提供及び「モバイル網固定電話」の提供

設備の自己設置要件は引き続き維持しつつ  
モバイル網固定電話はあくまで例外として許容

出典：情報通信審議会 市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申（2025年2月3日）

# モバイル網固定電話

加入電話との仕様差がある代わり、主に料金面で支持を得て一定数の利用者が存在  
既存仕様の変更を要する制度変更は、現行の仕様・料金に納得してサービスを選択  
されているユーザに不利益を与えるため適切でない（現行仕様でのサービス提供継続を認めるべき）

	光IP電話 + ブロードバンド	光IP電話 (ひかり電話ネクスト)	光回線電話	ワイヤレス 固定電話	モバイル網固定電話 <small>（基礎的電気通信役務としての）</small>	モバイル網固定電話 <small>（電話転送：現行サービス）</small>
電話番号	0ABJ番号	0ABJ番号	0ABJ番号	0ABJ番号	0ABJ番号	0ABJ番号
緊急通報	接続受理機関	○	○	○	○	△ 管轄外の受理機関につながる可能性・ 一部通知されないエリアあり
	発信番号通知	0ABJ番号	0ABJ番号	0ABJ番号	0ABJ番号	0A0番号
	回線保留/呼び返し	○	○	○	○	—
	災害時優先通信	○	○	○	○	—
	位置通知	○	○	○	○	△ GPS/基地局位置情報のみ
IPネットワーク 設備委員会にて 技術基準検討中						
ファックス	○	○	○	△ 蓄送受信が長い 通話中送受信不可		△ 送受信に時間差、受信時に着信音
(ブロードバンド)	(○)	—	—	—	—	—
提供価格目安（税別）	5,000円超	2,500円	1,700円	1,700円	?	980円

出典：公開情報より当社作成

# 代替サービスの在り方

加入電話の代替として提供するサービスについては、光での提供を原則とし、無線の利用は限定的としつつ、提供の詳細条件はNTT東西案を一部修正・追加すべき

## 1. モバイルを用いた固定電話の提供方針

- 加入電話のサービス移行にあたって、固定電話のみご利用希望のお客様については、基本的に、**光提供エリア**では**光回線電話、光未提供エリア**では**モバイルを用いた固定電話(ワイヤレス固定電話／モバイル網固定電話)**をご案内
- なお、**光提供エリア**であっても、建物配管等の都合で光を利用いただけない場合や、早期開通を希望される場合は、**モバイルを用いた固定電話**をご案内

出典：固定電話サービス移行円滑化委員会（第1回）資料1-5 NTT東西説明資料

■加入電話施設数(2024年度末時点)

	光提供エリア	光未提供エリア	合計
NTT東日本	535万回線 (99%)	3万回線 (1%)	538万回線
NTT西日本	439万回線 (87%)	66万回線 (13%)	505万回線
合計	974万回線 (94%)	69万回線 (6%)	1,043万回線

	NTT東西の提供方針案	当社見解
光回線電話	光提供エリアで最優先で提供 光提供不可（建物配管等の都合）・ 早期開通希望時はモバイルを案内	<ul style="list-style-type: none"><li>「ひかり電話ネクスト」との関係性の整理が必要</li><li>全国展開に先立ち、級局別含む料金の妥当性、光回線電話の一回線あたり費用の検証等が必須</li><li>早期開通希望時のNTT東西によるモバイル提供は不可 ※MNOの既存サービスの案内という意味であれば、MNO間の公平性確保（ドコモを優先しない：禁止行為規制の遵守）が必須</li></ul>
ワイヤレス固定電話	光未提供エリアで限定的に提供	<ul style="list-style-type: none"><li>光未整備かつメタル撤去計画公表済エリアで限定活用</li></ul>
モバイル網固定電話	光未提供エリアで限定的に提供	<ul style="list-style-type: none"><li>光未整備かつメタル撤去計画公表済エリアで限定活用</li><li>（既存サービスは現行仕様で継続提供可能とすべき）</li></ul>

# 関係事業者への影響

# メタル回線を利用した接続サービスに関する懸念等

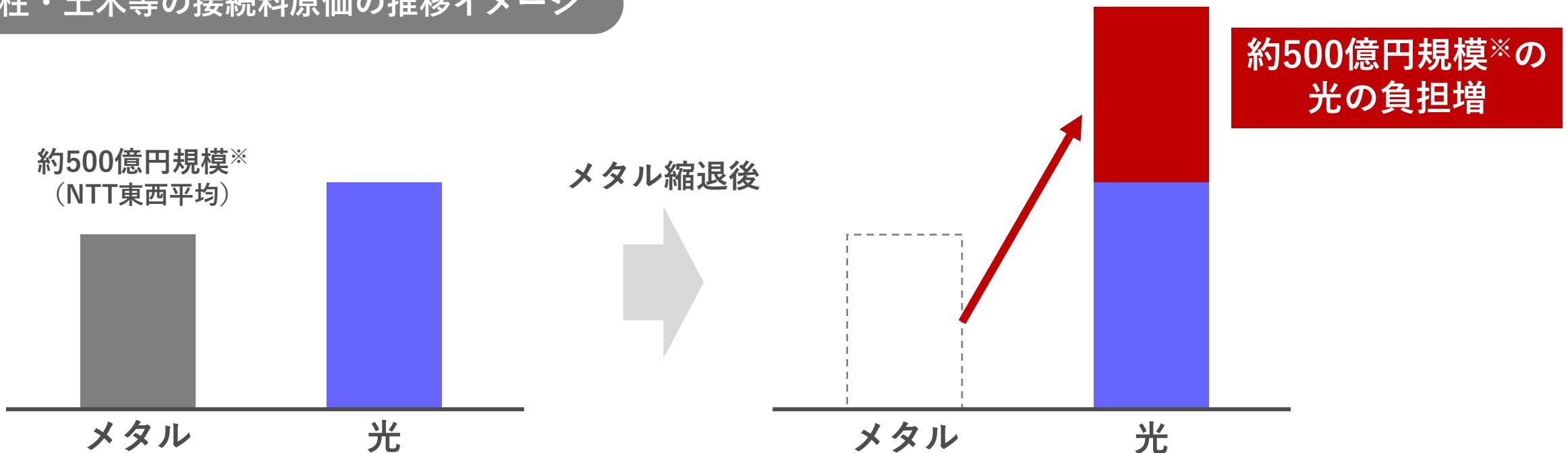
当社直収電話サービス（おとくライン）は  
FY26以降のNTT東西のエリア単位での移行（先行移行含む）の影響を受ける可能性がある  
エリア毎の撤退計画情報等を、接続事業者に2年半～3年前までに提示いただきたい  
(移行先検討・準備、利用者周知・提案、移行元解約・撤去工事及び移行先契約・設置工事等)



# 加入光回線接続料の上昇の懸念

メタル縮退により、メタル・光で共用する電柱・土木設備等費用は全て光回線費用となり、加入光回線接続料が上昇する懸念がある  
接続料の上昇を抑止する算定の在り方を早期に検討すべき

電柱・土木等の接続料原価の推移イメージ



※総務省「メタル回線コストの在り方について 報告書」（2013年5月）の数値より推計  
(メタル施設保全費：約1,400億円×電柱・土木比率：34%)

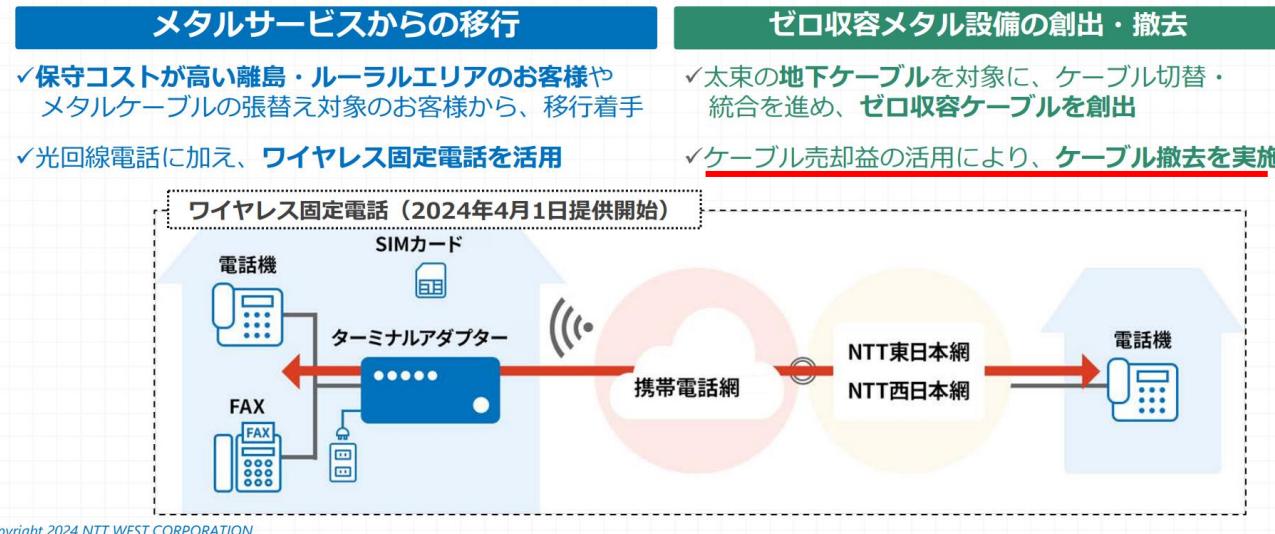
# メタル回線売却益の取扱い

公社時代からの承継資産であるメタル回線には国民負担の部分も含まれており、その売却益は、広く利用者に還元できるよう検討いただきたい

## 2 - (2). メタルマイグレーションに向けた取組み

- 4月からサービス開始したワイヤレス固定電話も活用し、  
メタルサービスからの移行、ゼロ収容メタル設備の創出・撤去を実施  
(2023年度撤去実績：地下ケーブル500 km)

8



出典：NTT西日本 決算説明資料「2023年度（第25期）決算について」（2024年5月10日）

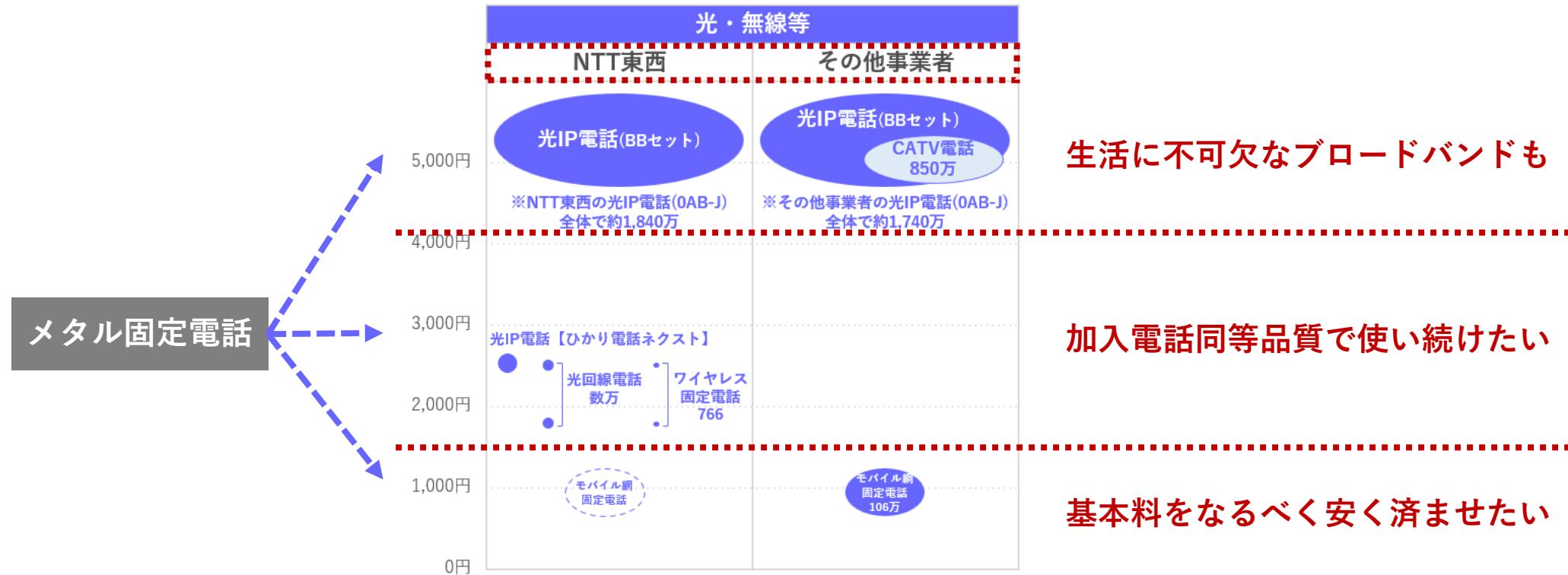
過去、ケーブル撤去費用に充てた実績あり

売却時期・規模の見通しの公表とともに  
光回線接続料の低減等に活用すべき  
(売却益の用途も要公表)

# 利用者保護

# 移行先サービスの案内

想定される移行先サービスが複数ある中、利用者に適切な選択肢の提示・案内が必要



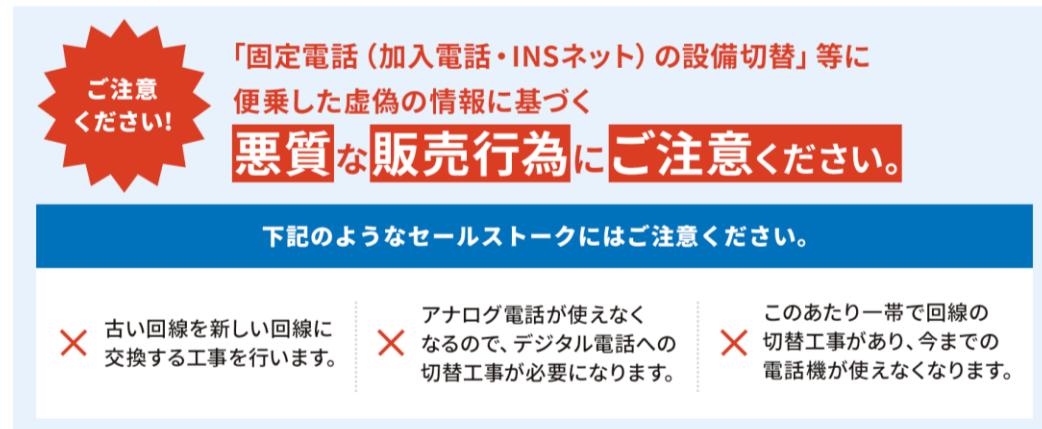
利用者の多様なニーズへの適切な対応・公正競争確保・移行促進の観点から、  
第一号基礎的電気通信役務以外・NTTグループ以外のサービスも案内することが必要

- ※ NTT東西のメタル撤去計画が前広に周知され、それに応じた以降の提案が適宜適切に行われる環境を整えることが前提
- ※ 移行先として特定の事業者（NTTドコモ等）のみを案内するのではなく、競争事業者サービスも同等に扱うことが必要

# 消費者被害の防止

メタル縮退に乘じた悪質な販売行為等による消費者被害防止策が必要  
移行や周知の計画とあわせて、注意喚起等の必要な対応を実施すべき

## 固定電話のIP電話移行時の周知の例



出典：NTT西日本ウェブサイト（固定電話のIP網移行に関する専用ポータルサイト）

## メタル縮退に伴う不正営業事例

当社おとくライン契約中の利用者に対して下記事例あり



構成員限り

NTT東西の利用者のみならず、  
メタル回線を利用する他事業者利用者にも被害可能性があることを踏まえた対応が必要

# まとめ

# まとめ

論点	当社見解
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定電話サービスの移行は、公正競争環境を確保しつつ、利用者保護を図るべく業界全体で取り組む必要がある</li> <li>NTT東西の光ファイバ網・線路敷設基盤は我が国のあらゆる通信にとって不可欠であり、メタルから光への移行にあたり、過度に無線に依存するなどこれらの縮小につながるようなことのないようにすべき</li> </ul>
代替サービスの在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>移行先として想定する代替サービスについて、それぞれの品質の違いや利用者の受容度合い、競争市場に与える影響等を考慮し、各サービスの提供の在り方を検討すべき</li> </ul>
光回線電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ひかり電話ネクスト」との関係性の整理が必要</li> <li>全国展開に先立ち、級局別含む料金の妥当性、光回線電話の一回線あたり費用の検証等が必須</li> <li>早期開通希望時のNTT東西によるモバイル提供は不可 ※MNOの既存サービスの案内という意味であれば、MNO間の公平性確保（ドコモを優先しない：禁止行為規制の遵守）が必須</li> </ul>
ワイヤレス固定電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>光未整備かつメタル撤去計画公表済エリアで限定活用</li> </ul>
モバイル網固定電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>光未整備かつメタル撤去計画公表済エリアで限定活用（既存サービスは現行仕様で継続提供可能とすべき）</li> </ul>
関係事業者への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>メタル回線を利用した接続サービスへの影響を考慮し、エリア毎の撤退計画情報等を、接続事業者に2年半～3年前までに提示が必要</li> <li>加入光回線接続料が上昇する懸念あり、接続料の上昇を抑止する算定の在り方を早期に検討すべき</li> <li>メタル回線の売却については、売却時期・規模の見通しの公表とともに、その売却益は光回線接続料の低減に活用する等、広く利用者に還元できるよう検討いただきたい（売却益の用途も公表が必要）</li> </ul>
利用者保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の多様なニーズへの適切な対応・公正競争確保・移行促進の観点から、第一号基礎的電気通信役務以外・NTTグループ以外のサービスも案内することが必要</li> <li>NTT東西の利用者のみならず、メタル回線を利用する他事業者利用者にも被害可能性があることを踏まえた消費者被害防止策が必要</li> </ul>



SoftBank